



目次	
高知県人事委員会規則	ページ
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	1
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	6

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中「産学官民連携センター長」を削り、同項2種の欄中「法務監」を削り、「スポーツ振興監」を
「医療福祉連携監
国際交流振興監
スポーツ振興監
関西戦略推進監」
に改め、「国営農地整備推進監」及び「農業技術センター所長」を削り、同項3種の欄中

「保健推進監」を
「保健推進監
国営農地整備推進監」
に改め、「地域包括ケア推進企画監」及び「産学官民連携センター副センター長」を削り、「大阪事務所関西圏観光推進企画監」を「大阪事務所関西圏経済連携推進企画監」に、「農業振興センター技術次長」を
「農業振興センター技術次長
農業技術センター所長」
に改め、同表教育委員会の項5種の欄中
「高知若草特別支援学校事務長」を
「高知若草特別支援学校事務長
日高特別支援学校事務長」
に改める。
第5条の2第1項の表5級地の項中

埼玉県	行田市
-----	-----

を
「

埼玉県	行田市
千葉県	柏市

」

に改める。
第8条の2第2項第7号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。
別表第1の24の表中「衛生環境研究所」を「歴史文化財課、衛生環境研究所」に、「若しくは土木部」を「又は土木部」に改め、「又は教育委員会事務局文化財課」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員

会規則第31号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表知事部局の項中「産学官民連携センター長」、「法務監」、「公文書館長」、「高知高等技術学校長」及び「農業技術センター所長」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月31日（揭示済）  
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第12号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**  
特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表第1（第1条、第2条関係）

| 所在地             | 公署名           | 級別区分 |
|-----------------|---------------|------|
| 室戸市佐喜浜町1616-3   | 室戸警察署佐喜浜駐在所   | 2級   |
| 宿毛市橋上町橋上1030-2  | 宿毛警察署橋上駐在所    | 2級   |
| 土佐清水市下ノ加江3417   | 中村警察署下ノ加江駐在所  | 2級   |
| 土佐清水市足摺岬478-1   | 中村警察署足摺岬駐在所   | 2級   |
| 土佐清水市三崎浦一丁目7-33 | 中村警察署三崎駐在所    | 1級   |
| 土佐清水市下川口984-1   | 中村警察署下川口駐在所   | 3級   |
| 四万十市川登299       | 中村警察署川登駐在所    | 2級   |
| 安芸郡東洋町生見758-3   | 計画推進課員駐在所     | 1級   |
| 安芸郡東洋町白浜140-5   | 室戸警察署甲浦駐在所    | 2級   |
| 安芸郡東洋町野根丙1675-1 | 室戸警察署野根駐在所    | 3級   |
| 安芸郡馬路村馬路443     | 馬路村役場         | 2級   |
| 〃               | 計画推進課員駐在所     | 2級   |
| 安芸郡馬路村馬路2197-1  | 安芸警察署馬路駐在所    | 2級   |
| 土佐郡大川村小松27-1    | 計画推進課員駐在所     | 3級   |
| 土佐郡大川村小松85-2    | 高知東警察署小松駐在所   | 3級   |
| 吾川郡いの町長沢132-21  | 土佐警察署本川駐在所    | 3級   |
| 吾川郡いの町長沢123-12  | 計画推進課員駐在所     | 3級   |
| 吾川郡仁淀川町森2792    | 農業技術センター茶業試験場 | 2級   |
| 吾川郡仁淀川町北浦516-3  | 佐川警察署池川駐在所    | 2級   |
| 吾川郡仁淀川町名野川423-2 | 佐川警察署名野川駐在所   | 2級   |
| 吾川郡仁淀川町森2555-1  | 佐川警察署仁淀駐在所    | 2級   |

|                 |               |    |
|-----------------|---------------|----|
| 高岡郡中土佐町大野見奈路482 | 須崎警察署大野見駐在所   | 2級 |
| 高岡郡禰原町禰原1444-1  | 計画推進課員駐在所     | 2級 |
| 高岡郡禰原町禰原1629-1  | 西部家畜保健衛生所禰原支所 | 2級 |
| 高岡郡禰原町禰原1389    | 須崎警察署禰原駐在所    | 2級 |
| 高岡郡津野町力石2880    | 須崎警察署東津野駐在所   | 2級 |
| 高岡郡四万十町大正380    | 計画推進課員駐在所     | 2級 |
| 高岡郡四万十町興津2333-5 | 窪川警察署興津駐在所    | 3級 |
| 高岡郡四万十町大正310-1  | 窪川警察署大正駐在所    | 2級 |
| 高岡郡四万十町十川25-5   | 窪川警察署十川駐在所    | 2級 |
| 幡多郡大月町古満目330-3  | 水産試験場古満目分場    | 1級 |
| 幡多郡黒潮町拳ノ川46-1   | 中村警察署拳ノ川駐在所   | 2級 |

備考 市町村の管理する施設にあつては、職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

## 別表第2（第1条関係）

| 所在地              | 公署名         |
|------------------|-------------|
| 室戸市室戸岬町7156      | 海洋深層水研究所    |
| 吾川郡いの町上八川甲1912-5 | 土佐警察署吾北駐在所  |
| 幡多郡大月町弘見2230     | 計画推進課員駐在所   |
| 幡多郡大月町弘見2204-3   | 宿毛警察署弘見駐在所  |
| 幡多郡大月町口目塚101-12  | 宿毛警察署姫ノ井駐在所 |

備考 市町村の管理する施設にあっては、職員が地方自治法第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により特地勤務手当の支給を受けていた職員で、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正後の手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正前の手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の手当の月額が当該職員に係る改正前の手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けない者にあつては、施行日以後）、当該改正前の手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

3 前項に規定する職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則第2条第2項各号に定める日に受けていた当該職員の給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた当該職員の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額を改正前の規則第2条第1項の特地勤務手当基礎額として改正前の規則の規定により算定した額（その額が施行日の前日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に相当する額の特地勤務手当を支給する。

4 施行日の前日において改正前の規則の規定により特勤手当に準ずる手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における改正前の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における育児短時間勤務職員等に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、同日におけるその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定されるものとする。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第13号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「次長 法務監」を「次長」に、「I o P推進監 国営農地整備推進監」を「I o P推進監」に、「保健推進監」を「保健推進監 国営農地整備推進監」に、「地域支援企画員（総括） 地域支援企画員（総括・集落支援担当）」を「地域支援企画員（総括）」に、「健康長寿政策課」を「保健政策課」に、  
「林業環境政策課の企画担当のチーフ」

を

「林業環境政策課の企画担当のチーフ  
水産政策課の企画・マリンイノベーション担当のチーフ」

に改め、同表知事部局の出先機関の項中「地域包括ケア推進企画監、」を削り、「関西圏観光推進企画監」を「関西圏経済連携推進企画監」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「高等学校課の人事担当のチーフ」を「高等学校課の教育事務支援及び人事担当のチーフ」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第14号**

**県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則**

県立学校職員の特勤手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|                |         |    |
|----------------|---------|----|
| 高岡郡四万十町大正590-1 | 四万十高等学校 | 1級 |
|----------------|---------|----|

を

「

|                |         |    |
|----------------|---------|----|
| 高岡郡四万十町大正590-1 | 四万十高等学校 | 2級 |
|----------------|---------|----|

」

に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第15号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土佐市長部局特別養護老人ホームの項、土佐市長部局デイサービスセンターの項、土佐市長部局老人短期入所施設の項、土佐市教育委員会少年育成センターの項、土佐市教育委員会男女共同参画センターの項及び須崎市教育委員会保育園の項を削り、同表香南市市長部局の項中

|    |                    |
|----|--------------------|
| 本庁 | 会計管理者 課長<br>福祉事務所長 |
|----|--------------------|

を

|    |                    |
|----|--------------------|
| 本庁 | 会計管理者 課長<br>福祉事務所長 |
| 支所 | 支所長                |

に改め、同表大豊町町長部局本庁の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表大豊町教育委員会の項中

|     |         |
|-----|---------|
| 事務局 | 教育次長 参事 |
| 小学校 | 校長 教頭   |
| 中学校 | 校長 教頭   |

を

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局    | 教育次長  |
| 義務教育学校 | 校長 教頭 |

に改め、同表土佐町教育委員会の項中

|     |       |
|-----|-------|
| 小学校 | 校長 教頭 |
|-----|-------|

を

|     |       |
|-----|-------|
| 事務局 | 教育次長  |
| 小学校 | 校長 教頭 |

に改め、同表大川村教育委員会の項中

|     |       |
|-----|-------|
| 小学校 | 校長 教頭 |
| 中学校 | 校長 教頭 |

を

|        |       |
|--------|-------|
| 義務教育学校 | 校長 教頭 |
|--------|-------|

に改め、同表佐川町町長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事」に改め、同表津野町町長部局本庁の項中「課長 出納室長」を「課長」に改める。

別表第2 嶺北広域行政事務組合の項中「所長 所長心得」を「所長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の1級の教育委員会の項中  
「司厨員（7等級）」

を  
「司厨員（7等級）  
通信士（6等級）  
通信士（7等級）」

に改め、同表の2級の教育委員会の項中  
「主査」

を  
「主査  
管理主事（5等級）」

に、  
「司書（5等級）」

を  
「司書（5等級）  
一等機関士（5等級）」

に、  
「司厨長（5等級）」

を  
「司厨長（5等級）  
通信士（5等級）」

に改め、同表の3級の教育委員会の項中  
「司厨長（4等級）」

を  
「司厨長（4等級）  
通信士（4等級）」

に改め、同表の4級の教育委員会の項中  
「出先機関の課長」

を  
「事務所の課長  
教育機関の課長」

に改め、同表の5級の知事部局の項中「、地域支援企画員（総括・集落支援担当）」を削り、同表の5級の教育委員会の項中

「課長補佐」

を  
「室長  
課長補佐」

に、  
「主任（1種）  
主任（3種）  
中部教育事務所次長」

を  
「事務所の次長」

に、  
「青少年センター次長  
青少年センターの課長」

を  
「心の教育センター次長  
事務所の課長  
教育機関の課長」

に改め、同表の6級の知事部局の項中  
「地域支援企画員（2等級）」

を  
「地域支援企画員（2等級）  
国営農地整備推進監」

に改め、「地域包括ケア推進企画監」及び「産学官民連携センター副センター長」を削り、「大阪事務所関西圏観光推進企画監」を「大阪事務所関西圏経済連携推進企画監」に改め、同表の7級の知事部局の項中  
「スポーツ振興監」

を  
「医療福祉連携監  
国際交流振興監  
スポーツ振興監  
関西戦略推進監」

に改め、「国営農地整備推進監」を削り、  
「参事」

を  
「参事  
公文書館長」

に、「療福祉センター長」を「高知高等技術学校長」に改め、同表の7級の項中

|          |       |
|----------|-------|
| 労働委員会事務局 | 事務局次長 |
| 採用委員会事務局 | 事務局次長 |

を  
「  
議会事務局 事務局次長

|          |       |
|----------|-------|
| 採用委員会事務局 | 事務局次長 |
|----------|-------|

」

に改め、同表の8級の知事部局の項中「法務監」及び「公文書館長」を削り、  
「幡多福祉保健所長」

を  
「幡多福祉保健所長  
療育福祉センター長」

に改め、「高知高等技術学校長」を削り、同表の8級の項中

「

|       |       |
|-------|-------|
| 議会事務局 | 事務局次長 |
|-------|-------|

」

を  
「

|          |      |
|----------|------|
| 労働委員会事務局 | 事務局長 |
|----------|------|

」

に改め、同表の9級の知事部局の項中「産学官民連携センター長」を削る。

別表第6の5級の項中「農業技術センター所長」を削る。